

INDAS Working Papers No. 15
March 2016

植民地体制形成期の管区都市と政治 (2)

— 人身保護令状騒動とインド人の「意見」 —

A Presidency Town and Politics during the Early Colonial Period (2)
: Indian 'Opinion' during the Stir over Writs of 'Habeus Corpus'

長尾 明日香

Asuka Nagao

植民地体制形成期の管区都市と政治 (2)

—人身保護令状騒動とインド人の「意見」—*

長尾 明日香**

A Presidency Town and Politics during the Early Colonial Period (2)

: Indian ‘Opinion’ during the Stir over Writs of ‘Habeus Corpus’*

Asuka Nagao**

There was an immense stir over issuing of writs of ‘Habeus Corpus’ by judges of the Bombay Supreme Court in 1828. While the local government claimed that they were opposing the court’s actions to protect ‘inland’ Indians against the aggressions of the court, the so-called ‘opinions’ of ‘inland’ Indian people that were ‘expressed’ during this incidence were heavily distorted or even forced to suit the political purposes of a colonial officer.

* 本稿は2015年10月10日に開催されたKINDAS研究グループ2第2回研究会での報告に基づき、追加調査の結果を踏まえて執筆した。

** 大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター研究員

1 はじめに

インドにおいてイギリス東インド会社領は、1849年の第二次シーク戦争終結までの約90年間に、断続的な戦争により拡大したが、その間、同社職員は、そのように形成された同社領を時に「意見の帝国 (Empire of Opinion)」と称した。その表現は、インド人傭兵が過半数を占める同社軍が戦場で勝利を繰り返すという状況の背景に、イギリス人統治に対するインドの人々のなんらかの支持があると匂わせる際に用いられたが、その「インド人の支持」の内容が具体的に何であるかは多くの場合あいまいなままとされた。

S・ボースやA・ジャラルが述べたように、18世紀に東インド会社がインドで築いた帝国は傭兵に支えられた軍事専制体制であり [Bose & Jalal 1998: 66]、地域の支配者の決定において住民の意思はほとんど反映しえなかった。頻繁に戦争を繰り返した近世ヨーロッパには、軍の訓練や指揮、運用等に関し多くの経験が蓄積され、そのようなヨーロッパ式軍事訓練を受けた部隊行動が敵軍に畏敬のような感覚を与えたとベイリーは言う [Bayly 1998a: 85]。一方インド統治を巡る政治の中枢はイギリスにあった。

ピットの東インド会社法 (1784年) 以降、イギリス内閣にはインドに関する情報が次第に蓄積されたが、それ以外のイギリス社会においては、同社が長年インドへのヨーロッパ人の入国を厳しく規制してきたこともあり、インドに関する情報獲得手段が非常に限られていた。1816年に同社が編集するインド情報月刊誌 *The Asiatic Journal* (AJ) が創刊され、また1824年にジェームス・シルク・バッキンガムにより *The Oriental Herald* (OH) が創刊されるなど、イギリス国内におけるインド情報の発信は増加傾向にあったが、巨大で複雑、かつイギリス社会と大きく異なるインドからもたらされる多様な情報を、関心を持って受け止め、正確に評価する能力は少なくとも当時、イギリス社会や政界に不十分であった。

1833年特許状改定に向けイギリスでは同社の貿易特権やインド統治政策見直しを求める政治的動きが活発化したが、そのなかで同社はイギリスにもたらされるインド情報を自社に有利に管理しようとし、一方それに批判的な側はインドにおけるヨーロッパ人入国自由化や出版自由化を求めた。また情報が少ない中で同社によるインド統治を正当化する論理として、同社支配がインドで継続しており、またその領土が拡大していること自体が、インド人住民の意思をある程度反映しているという主張が同社職員から時になされた。そのようなとき「意見の帝国」という表現が用いられた。

しかしこの表現で同社職員が意図した内容は、今日「住民の意見」という表現で想像するものとは大きく異なっていた。1828年から31年にかけてのボンベイ州政府と最高裁との対立劇におけるマルコム州知事の行動は、この時期の同社がイギリスにおいて、同社の支配に「インド人の支持」があると主張することの難しさと欺瞞の一端を示すものであった。以下このワーキングペーパーは、主に大英図書館所蔵「ジョン・マルコム卿文書」をもとに、ボンベイ最高裁 J・P・グラント判事による人身保護令状発行をめぐる1828年5月から9月上旬にかけてのボンベイ州政府や最高裁関係者の動きを明らかにし、1831年9月にイギリス議会で「プーナ市民の請願」として紹介されたものと似た文章が、1828年に州政府や最高裁の関係者により捏造されたことを明らかにすることを目的とする。

2 「意見の帝国」の含意

1824年7月、東インド会社株主会においてチャールズ・フォーブス¹は、その直前に演説したマルコム²の意図を汲み、その演説内容の一部を以下のように言い換えた。

ジョン・マルコム卿は、「東インド会社はインドを意見（*opinion*）の力で維持している」とおっしゃいます。インド人が、我々の物理的な力に関して持つ意見によって帝国が維持されているのは間違いないと。（東インド会社は）人々の愛情によってではなく、その強大な軍力によりインドを確保していると。そして、インドを剣によって確保しているが、その剣はインド人の手にあることを忘れてはならないと。その剣が東インド会社に向けられたら、その崩壊は一瞬のことであると。

フォーブスは続けて、だからこそインド支配を続けるために、東インド会社は人々の愛情を獲得しなくてはならないと述べる。

インド人と「パンや魚（*loaves and fishes*）」を共有しなくてはなりません。彼らに文官職に就く資格を認めなくてははいけませんし、現在彼らに許されているよりも高い地位を軍隊内で認めなくてははいけません。（中略）そのように雇用された者に良い給与を払いましょう。生存水準のような月給に留まらなくてもよいようにさせましょう。[‘*Debate at E.I.H., July 9, Press in India, AJ, August 1824: 205*’]

このフォーブスのような意見がその後全く無視されたとは言えない。1830年代のベンティンク総督期における改革は、英語教育を重視し、のちにインド社会が英語教育を受けた中産階級とそれ以外の人々に社会的に分断される契機となったが、その改革の意図は、教育を受けたインド人を東インド会社の統治機構に加えることにもあった。²

しかし父権主義的なインド統治は、インド人の力や発言力を管理し、またインド人が入手する情報を管理しながら行われなくてはならないという考えが、1820年代以前には根強く存在した。先述の意見を述べたフォーブスも政府批判がインド人の目に政府の権威を低めるという理由等から、インドにおける完全な出版の自由に反対した [AJ, August 1824: 206]。そのような「管理」を必要と考える根本的な背景には、少数のイギリス人が、母国の何倍もの人口を擁するインドで広大な領域を支配するという、圧倒的な数的不利への恐れがあった。

13歳でマドラス州軍に入隊し、20代後半からは主にデカンや北インド、ペルシャ等の外交に携わり、第三次マラータ戦争にも参加したマルコムは、その恐れを頻繁に口にしたひとりだった。彼は1813年にイギリス議会で「インド人にイギリス統治に対し愛着を持たせる方法

¹ Sir Charles Forbes (b. 1774; d. 1849) . 1811年にインドから帰国した後、1812年から32年までイギリス下院議員を務めたほか、東インド会社株主会でも長く活躍した。

² インド文官職へのインド人の採用は1860代以降強い抵抗が表面化した。初期において司法職等へのインド人採用拡大はインド人職員とヨーロッパ人職員の給与水準の大きな違いから比較的円滑に進められた。

は」と訊かれ、「温和に、節度を持って、公正に」統治し続けることだと答えている [British Parliament 1813: 67]。しかし、その「温和」で「公正」な統治は、インド人にあまり力を与えずに行われなくてはならないとも彼は主張する。圧倒的少数のイギリス人がインド人を支配するという特異な状況を支えているのは、カーストによるインド社会の分断と、イギリス人の学問的、技術的知識に対する人々の「崇敬や敬意」であり、よって技術の普及や、カースト制度廃止に向かう知識の普及は、イギリス人とインド人の格差を縮め統治の安定に資さないとする。例えばカースト制度の廃止に感謝する個人がいたとしても、そのことはインド社会がカースト制度廃止で力をつけ、外国勢力のくびきを取り払おうとすることを押しとどめるものではないとする [Ibid.: 407-8]。

マルコムは東インド会社のインド人部隊の多くを構成する、北インドのヒンドゥーを「勇敢で、気前がよく、人道的」、「忠実」と高く評価した [Ibid.: 54]。一方、教育を受けた階層に対し、警戒感を維持しなくてはならないと強調した。

太古の昔から今日まで、この悠久の人々の歴史は変わりません。そこには際立つ一つの特徴があります。宗教階級、役人階級は全員、職業と同程度に陰謀を学び、機敏で巧みに実行するという事です。彼らはその知的優越により、より多数の無知で迷信的な自国民に影響を与え指揮してきました。彼ら教育を受けた階層、特にバラモンは、我々の支配拡大により既に地位や富、権力を失っており、この後状況がさらに悪化するという、もっともな怖れを抱いています。そのため彼らは我々に対し敵意を抱いているはずで、その敵意を隠さなくてはならないからといってその事実が変わるはずはありません。彼らはあらゆる機会をとらえて我々の力を害おうとするでしょう。私の知る限り、彼らは不満感を広めることや騒乱、反乱を起こすことに長けています。彼らはどうやったら相手に恐怖心を起こさせ、迷信を喚起し、自尊心を喚起できるかよく知っています。[‘Debates at E.I.H., July 9, Press in India,’ *AJ*, August 1824: 201]

インド社会、特にバラモンに関し、1824年にこのような見解を表明したマルコムが、後述のようにその4年後には、バラモンを多く含むプーナのサルダール層をボンベイ最高裁の横暴から守る守護者と自任したのは不自然な話である。1828年から31年にかけてのボンベイにおける州政府と最高裁の対立において彼は、「二権の対立」はインド人に「イギリス人間の不和」ととらえられ支配体制をゆるがしかねないという、根本的にインド社会への恐怖感に基づいた論理と、サルダール層を含む「弱いインド人」を東インド会社が守るというレトリックを巧妙に使い分けた。その中で彼は最高裁を、インド人やその社会、文化、伝統を理解せず、一方的にイギリス法を押し付ける暴力的な存在と描き、一方で彼のようなインド経験の長い東インド会社官僚が一般的なインド人の守護者であると描いた。しかしその過程において彼は暴力的な手段で「内陸の高位のインド人」の意見表明と称する文書を捏造させ、また東インド会社 vs イギリス司法権というイギリス人同士の権力闘争に終始した。後述のように、この時期のボンベイにおける出来事は、「インド人」やその「意見」に関するマルコムの偏見をイギリスに伝え、結果としてマルコムが「代弁」していると主張したサルダール層の発言力を弱める結果になったと考えられる。

3 人身保護令状 (Habeas Corpus) ³騒動の概要と先行研究

1823年から31年にかけてのボンベイ州における州政府と最高裁の対立の中で、1828年8月30日に最高裁のJ・P・グラント判事が、旧ペーシュワー・バージーラーオII世の姻戚にあたる14歳の少年、モロ・ラグナート(MR)の保護者に対し人身保護令状を発行したことは、その後大騒動を引き起こす契機となる最大の事件であったと先行研究で扱われてきた。

先行研究の多くが同時代の新聞等、出版史料や一部公文書を史料としてきたことから、この人身保護令状騒動に関し先行研究が描く事実関係はほぼ共通であり、同時代にAJに掲載された内容とも大部分対応するものである。⁴本節ではまず、先行研究やAJに掲載されたこの事件の経過と顛末を明らかにし、その問題点を指摘する。

先行研究の多くはこの騒動を、1828年8月30日に最高裁のグラント判事がMRの身体保全のため人身保護令状を発行したことから始まったとする。当時14歳のMRは、幼いころ両親を、2年ほど前に祖母を亡くし、1年ほど前から彼の親族で、旧ペーシュワー・バージーラーオII世の姻戚であるパンドウラング・ラーマチャンドラ・ダムデレ(PR)のもとで暮らしていた。その生活は必ずしもMRにとり不満のないものではなかったようで、彼の義理の父等が、彼をPRから取り戻そうと画策した。彼らは助言を得て8月25日に最高裁に対し、MRの身体保全を目的とした人身保護令状を発行するよう申請した。⁵その際、MRの義理の親族等により申請の理由を述べる「宣誓口述書」が作成されたが、その内容は、MRが子孫なく死亡した場合PRが相続人であり、PRはMRの多額の財産を狙いMRを自宅に監禁しており、MRは体調を崩し瀕死の状態であるという、多分に虚偽を含むものであった。審議の後、グラント判事により人身保護令状が発行された[AJ, April 1829: 489-90]。

イギリス議会法や最高裁特許状の規定において、最高裁の司法権の範囲は必ずしも明確でなかったが、1774年のカルカッタ最高裁設立直後に起こった同裁判所とベンガル州政府の対立騒動後、最高裁司法権は(a)管区都市住民、(b)州内イギリス人、および(c)東インド会社やイギリス人に雇用された州内のインド人に限定されるという理解がある程度定着していた。管区都市以外におけるインド人同士の民事・刑事裁判は東インド会社運営の地方裁判所⁶が行うというのが一般的な法解釈であった。

³ 非合法に拘束されている可能性のある人物を裁判所に出頭させ、その拘束の合法性を法廷で改めて判事が確認するための令状。イギリスの王座裁判所(Court of King's Bench)等に発行権がある。治安判事等に刑法裁判権が認められていた時代、専門的な司法教育を受けない者による非合法的判決を是正する役割も果たした[Halliday 2010: 30]。「自由のための偉大な令状」と称される一方、植民地や外国人の扱いが頻繁に問題となった。インドで1770年代にベンガル州政府とカルカッタ最高裁が対立した際にもその発行が州政府により問題視された[Halliday 2010: 281-90]。

⁴ ここで先行研究として参照している主な研究は[Drewitt 1907: 323-36; Vachha 2011: 190-8; Bhatnagar n.d.; Malcolm 2014: ch. 31]である。

⁵ J・マルコムはヨーロッパ人の法律家の助言があったことはほぼ確実としている[Malcolm 2014: 464]。

⁶ 高等民事裁判所(Sadr Diwani Adalat)や高等刑事裁判所(Sadr Faujdari Adalat)、県裁判所(Zillah Court)等。

しかし一方では人身保護令状発行等の「特別司法権」に関しては、各州内のインド人を含むあらゆる住民が司法権下に入るという解釈も存在した。例えば1827年、カルカッタ最高裁主任判事チャールズ・エドワード・グレイは、同最高裁の聴聞審理（Oyer and Terminer）としての権限は地理的に限定されるが、王座裁判所（Court of King's Bench）としての権限は州全体に及ぶという解釈を示している [Knapp 1831: 21]。また騒動のさなかの1829年、グラント判事は当時インドで赴任中の他の最高裁判事8名に書簡で見解を求め、うち7名から、管区都市以外に住むインド人に対し人身保護令状を発行する権限を在インド最高裁は有するという回答を得た [AJ, Dec 1829: 745]。

後者のような法解釈のもとグラント判事は8月30日、PRに宛て、MRを9月10日までにボンベイ最高裁に連れてくるよう命ずる人身保護令状を発行したが [AJ, May 1829: 634]、令状を受け取ったPRはその令状の指示に従うことを拒否し、MRを最高裁に出廷させない旨を令状の空白部分に書き、ボンベイ最高裁に返送したとされる。PR執筆とされる回答は9月15日に最高裁で読み上げられ、グラント判事により検討されたが、最終的に同月29日、同判事は人身保護令状の再発行に踏み切った。

先行研究の多くやAJは、最高裁による人身保護令状再発行がデカンのサルダール層に与える不安感や、国家安定への悪影響等を州政府が心配し、マルコムら4人が連名で10月3日、最高裁のチャンバース判事に対し、本国の回答が来るまでこの人身保護令状関連の司法手続きを自重してほしいと私信で要請したとする [AJ, April 1829: 500]。その書簡の内容や表現に対しチャンバース判事とグラント判事は激怒したが、同月13日にチャンバース判事が亡くなり、一人残されたグラント判事は、この書簡の内容を州政府からの不当な圧力であるとして枢密院に訴えた。

一方10月10日にグラント判事は、令状に従わなかった場合1万ルピーの罰金を科すとする人身保護令状を新たに発行した [AJ, April 1829: 505-6]。執行吏はその令状を手にプーナに向かったが、20日にPR邸の前でインド人歩兵に妨害され、さらに地元の東インド会社官僚や軍人に協力を求め協力を得られなかったばかりか、一部からは脅迫を受けた [AJ, April 1829: 481-2]。

その後、騒動が長引く中、ボンベイ州軍総司令官⁷がグラント判事支持を表明し、最高裁の令状執行を手伝おうとしたが、それに対しマルコムは、そのような行為に出た場合、解任および国外追放処分とすると表明した。

さらに1829年4月初旬、グラント判事は抗議の意思から最高裁を閉廷し、同年6月初旬に当時32歳ほどのボンベイ法務総督代理⁸ジェームス・デュワーが第二代ボンベイ最高裁主任判事に任命されるまで最高裁の閉廷が続いた [AJ, Nov 1829: 621; Dec 1829: 739]。

グラント判事の行動をイギリス当局が支持しないという意向は、同判事を飛び越したデュワーの主任判事就任だけでなく、1829年6月10日に枢密院がグラント判事の訴えを却下したことによっても示され、さらに1830年9月にグラント判事は召喚命令を受けボンベイを立った。しかし親族の執り成しにより同判事は帰国せずカルカッタ最高裁の法廷弁護士として

⁷ Sir Thomas Bradford (b.1777; d. 1853) .1829年12月3日に州軍総司令官を辞任 [AJ, June 1830: 101] 。

⁸ Acting Advocate General.

勤務を開始し [‘Sir John Pater Grant,’ *AJ*, January 1831: 22]、その数年後から 1848 年の引退まで同最高裁の判事として務めた。同年、帰国の途に就いたが、帰国途中で亡くなった。

先行研究は上記のような事実関係を認める一方、州政府に対し断固とした姿勢で一年以上戦ったグラント判事がインド人住民の一部から人気を博したとする。同判事がボンベイを去る際、住民の一部が「グラントの車を曳いた」ことや、インド人住民の勧めで制作された彼の肖像画が今日もボンベイ高裁の中央裁判室に飾られていることなどを先行研究は指摘する [Vachha 2011: 198; Noorani 2010]。

このような先行研究には少なくとも 2 つの点で問題があると考えられる。第 1 点目は、グラント判事が人身保護令状を発行し、さらにその後 1 年間以上も州政府と戦い、また戦うことが可能であった背景が十分明らかにされていないことである。人身保護令状発行の背景に関してドレウィットや J・マルコムは、ウエスト主任判事が存命中であったらこの時期に発行されなかったのではないかと推測し、暗にグラント判事の個人的信念や、インド司法における未習熟を指摘した [Drewitt 1907: 324; Malcolm 2014: 462]。⁹最高裁の司法権の範囲が法律上明確でなく、また最高裁が「孤立して」業務を行っていたという法や制度上の問題を強調するバトナーガルの見解もまた、グラント判事の法解釈が騒動の直接の原因であったと認めるものである [Bhatnagar n.d.: 4]。しかしこれらの解釈は、この人身保護令状発行騒動が長期化した背景や、またグラント判事の行動がインド人住民の一部や、実際にはイギリス人の一部からも支持を得、それにより支えられた理由を十分説明しないものである。

第 2 点目は、いくつかの先行研究がこのグラント判事と州政府との間の対立を「小競り合い」として扱い、影響が小さく、その後忘れ去られたものであるとしている点である。¹⁰実際には、この対立はイギリス議会で大きく取り上げられ、1833 年特許状改定作業に影響を与えたほか、E・ストークスが指摘したようにインド立法参事会設立の背景でもあった [Stokes 1959: 168-76]。またこの対立は、数千名のインド人住民が署名する、ボンベイにおいてはおそらく当時史上最大の署名、請願運動を引き起こした。先行研究はこのようなイギリス議会における扱いや、インド人による署名、請願運動に言及していない。

4 1828 年 7 月上旬の MR 連れ出し事件

先行研究の多くは、それ以前にボンベイ州政府と最高裁との間の対立関係があったにせよ、この人身保護令状騒動が、1828 年 8 月 30 日にグラント判事が同令状を発行したことから始まったとする。

⁹ ウェスト判事は 1828 年 8 月 18 日に死去した。実際グラント判事は 1828 年 2 月に来印したばかりで、それ以前は下院議員だった。

¹⁰ この事件に関しては「口喧嘩 (squabble)」や「口論 (quarrel)」と表現する研究もある [Harrington 2010: 33; Malcolm 2014: 461]。またドレウィットはこの事件に先立つウェスト判事と州政府との対立や同判事の尽力がボンベイ社会にすぐに忘れ去られてしまったと述べており、その後の研究に大きな影響を与えた [Drewitt 1907: 319-20]。

しかしこの事件に関する騒動は、少なくとも同年5月にすでに始まっていた。1828年5月13日、ボンベイの当時の法務総監 R・O・ブリッジマン¹¹と最高裁記録官¹² J・デュワー¹³のもとに MR の義理の親族と名乗る者により、未成年の MR がデカンに住む彼のおじの家に監禁されているという訴えが送られてきた。同月20日および27日、その訴えを聴く面会が行われたが、最高裁の管轄外の案件であり、東インド会社の地方当局への訴えを推奨するという点でブリッジマンとデュワーの意見が一致し、そのように訴え人に助言した。¹⁴

しかし訴え人は地方当局が訴えを聞き入れないと考え、その後、非合法な方法で MR を PR 邸から連れ出そうとした。最高裁発行の、この事件とは無関係の文書入手した MR の義理の親族は、7月9日の朝「最高裁の召喚状を持った執行吏一行」を装い、プーナの PR 邸から MR を連れ去った。¹⁵

この事件は当日中に、デカンのサルダール層の負債関係の調整を担当していた J・A・ダンロップを通じマルコムに知らされた。マルコムは夕方5時ごろ、休暇でプーナに到着したばかりのウエスト判事の家を訪ね¹⁶「社会的地位のある人物が逮捕、招集されると社会的影響が大きい」ことや、前年12月に MR が、「PR の保護下から出たい、PR が保護者をつとめているのはマルコムの希望に応じたただけだ」、と言っていたこと等を伝え、この MR 連れ出しが親族の陰謀である可能性があるとして説明した。

それに対しウエスト判事は、現状で判断することは難しいが、マルコムが言うように、親族が MR を連れ去るためのトリックか口実ではないかと思うと述べ、さらに連れ去った者が所持していた令状が逮捕状であれば社会的地位のある人の保釈は拒否できないし、召喚状であれば関係者は同行できない。そもそも今回の事例は執行吏による MR 拘引の根拠となる司法権がないのではないかという印象を伝え、マルコムに今後の協力を約束した。

その後マルコムは部下に対し、連れ去った一行を追跡し、令状やパスポートの提示を求めよう指示した。一行は発見され、その所持していた「令状」が本件と全く無関係であることが確認され、MR は PR 邸に引き戻された [HM736, ff. 735-54]。

この連れ出し事件の後ウエスト判事は J・P・ルガイトを訪ね、事件に関し遺憾の意を示し、連行が全く非合法だったと述べ、一行の逮捕と処罰をお願いした。¹⁷また8月1日にはダンロップを訪ね、再発防止のための改革案について話した。¹⁸

¹¹ Richard Orlando Bridgman (b. c. 1798; d. 23 June 1828) . マドラスからボンベイに転勤後、数か月のうちにコレラで死亡した [‘Death of the Advocate General,’ *AJ*, Dec 1828: 750] 。

¹² Clerk of the Crown.

¹³ James Dewar (b. c.1797; d. 25 Novemembr 1830) . 1827年6月にボンベイ最高裁の法廷弁護士として来印後、記録官を務めていた。

¹⁴ From James Dewar to William Newnham, 24 July 1828, No. 50 of 1828, HM736, ff. 803-6.

¹⁵ ‘Translation of a Yad from Ana Dhumdere,’ HM736, f. 736-7; ‘The statement of Pandurang Bhaskar Chapekar attached to Ana Sahib Dhumdere,’ HM736, ff. 767-8; ‘The Statement of Dhunsee Bensingjee of Pol Juwar in the City of Poona,’ HM736, f. 769.

¹⁶ この連れ出し事件が起こったのはウエスト夫妻が休暇のためプーナに到着して3日後のことだった [JLW: f. 196] 。

¹⁷ From J. P. LeGeyt to J. A. Dunlop, 23 August 1828, HM736, ff. 845-7.

¹⁸ From J. A. Dunlop to J. Bax, 1 August 1828, HM736, ff. 813-4.

その後ウエスト判事は、ペーシュワールの義理の父親と称する人物から面会を依頼されたと自宅訪問中のルガイトに話し、PR というこの事件の被害者で、高位のサルダールで信頼できる人物と知らされ、面会することにした。¹⁹8月5日に同判事は自宅でPRらと面会し、通訳を通じ、この出来事が最高裁と関係ない者により行われ憤慨していることや、最高裁の権限がPRらに及ばないこと、ボンベイに書簡を送ったのでこれについて措置が取られる見込みであること、さらに同判事がボンベイに帰還したら完全に対応するので安心してほしい旨を伝えた。²⁰また面会後ルガイトに、PRにお返しの訪問をした方が良いかと尋ね、喜ばれるだろうという回答を得て、それではしようと言ったという。²¹このPRとの面会の前日、ウエスト判事は動悸等に襲われ、面会后、一時的にやや回復したものの、高熱等の症状の後、8月18日に亡くなった。

ウエスト判事はこの連れ出し事件に関しボンベイに書簡を送り対策を指示したようであるが、誰がどのような書簡を受け取ったか不明である。その後、法務総監デュワーは最高裁文書の不正利用に憤慨し州政府に対し厳正な対処を求め、さらに最高裁での聴取のために関係者を出頭させてほしいとE・C・モーガンを通じダンロップに依頼した。²²当時、ボンベイ＝プーナ間の郵便は1-2日程度で届いていたようであり、もしウエスト判事がチャンバース判事やグラント判事に7月上旬のMR連れ出し事件に関し書簡を発送していたら届いていたはずであるが、その後の両判事の行動からは、ウエスト判事から詳細な情報を得ていた様子は見うけられない。先述のように、グラント判事はその後、この問題に関する人身保護令状発行とその執行にまい進する。²³

5 8月30日のグラント判事による人身保護令状発行と混乱回避の選択肢

8月30日のグラント判事による人身保護令状発行に関して奇妙なのは、この人身保護令状発行に至る過程が、逐次マルコムや州政府の特定人物に対し私信で報告されていただけでなく、この人身保護令状を受け取ったPRが執筆して執行吏に手渡し、その後「令状執行報告

¹⁹ From J. P. LeGeyt to J. A. Dunlop, 23 August 1828, HM736, ff. 845-7.

²⁰ ‘Translation of a Statement from Pandurang Ramchunder Dhumdhere,’ HM736, ff. 849-50. 先行研究が指摘するように、マルコム州知事就任後しばらく州政府と最高裁との関係は表面上良好だった [Drewitt 1907: 274-5; Malcolm 2014: 462-3]。この面会においてウエスト判事は、最高裁の権限の範囲をボンベイと州内のイギリス人に対してと説明したようである。しかしPRはこの面会で、同判事の権限の範囲を「ボンベイと、あらゆる場所のサーヒブ・ローク」と聞いたようであり、そう翻訳されたとすれば、東インド会社を刺激する表現だったと考えられる。またこの面会において同判事はPRに対し「ボンベイでなにか用があったら手紙を書いてくれたら対応する」と話したという。このPRの訪問はウエスト夫人の日記にも記録がある。その中で夫人は、PRが多くの護衛部隊を保有する旧ペーシュワールの「義理の父」で、「善良で親切な老人」であり、息子が旧ペーシュワールとともに住んでいると記している。また後述のようにこの面会の際バツラージー・ゴークレーの幽閉が話題として出たようである [LWD, f. 199]。

²¹ From J. P. LeGeyt to J. A. Dunlop, 23 August 1828, HM736, ff. 845-7.

²² From J. Dewar to W. Newnham, 24 July 1828, No. 50 of 1828, HM736, ff. 803-6; From E. C. Morgan to J. A. Dunlop, 14 August 1828, HM736, f. 821-2. しかし州政府からはあまり協力が得られなかったようである [From J. A. Dunlop, 16 August 1828, HM736, ff. 823-5]。

²³ MR連れ出し事件が起こった7月は休廷期間中でありチャンバース判事はボンベイを離れていたが、グラント判事は少なくとも8月下旬にはボンベイにいた。

書 (return)」の一部となるはずの文章の草案が、州政府や司法関係者により密かに作成されたことである。マルコム意見も取り入れながら作成されたこの草案は人身保護令状の執行吏が PR 邸に到着する前にプーナに送られ、同令状を受け取った PR は、現地の役人の指示通りに、記述、署名することを強いられた。

この時期、最高裁の手続きにおける、州政府や最高裁の職員による「捏造」は一般的だったのだろうか。マルコム文書の内容を見る限り、そのようには見受けられない。この人身保護令状をめぐる一連のやり取りにおいて、州政府構成員や最高裁職員は強い脅迫を感じていた。

6月23日のブリッジマン死去を受け法務総監代理に就任していたデュワーは、7月18日にマルコムがボンベイ州軍総司令官に送った書簡²⁴の少なくとも一部を受け取ったようである。この奇妙な声明文に対し、デュワーは当初、慎重に異を唱えようとしていたように見える。

全ての困難は最高裁の協力により避けられるのではないかという気がします。最高裁の規則では、特別執行吏 (special bailiff) が通常の範囲を超えて最高裁の手続きを執行する場合、名誉判事 (Sheriff) が特別令状を発行し、(その令状執行を申請した者は) この特別執行吏が特別令状を悪用せぬよう、10,000 ルピーの保証契約を結ぶことになっています。この有益な規則を、通常の司法権の範囲を超えた、あらゆる個人的告知等のケースに拡大してはいかがでしょう。とても少額の保証金で十分のはずです。²⁵

その後、8月19日にウエスト判事死去の知らせがプーナからボンベイに届き、デュワーは州高官に宛てた書簡の中で「全員がショックを受けている」と記している。またその書簡において彼は近日中に PR に対し MR を連れてくるように命ずる人身保護令状がグラント判事により発行される見込みであることや、自身は最高裁にそのような権限はないと考えているという見解を伝えた。²⁶

8月21日の朝、デュワーは州政府高官 R と長い会話を交わし、グラント判事が近日中に発行するだろうといわれている人身保護令状に関し、この事案に関し最高裁に司法権がないという法解釈や、実際に発行された場合の政治的影響が大きいという見解で一致した。デュワーは R の勧めでマルコムに対し同日私信を書き、その中で、この問題の影響が最小限にとどまるよう州政府が行動することに、一縷の望みを持っていることをほのめかした。

その書簡の中でデュワーはまず、人身保護令状を発行する場合、グラント判事がどのようにその行為を正当化するかについて予想した。

最高裁設立の特許状によると、その主任判事と判事はイングランドの王座裁判所判事と同一の司法権と権威を有するとあります。王座裁判所は王のドミニオンのいずれの場所に対しても人身保護令状を発行することができることとイギリスで定められており、そこから類推

²⁴ デュワーは、マルコムが州軍総司令官にあてた上記の書簡の中で「ノート」を参照させたいと言及した3名の内のひとりだった。[長尾 2016a:17-18] 参照。

²⁵ 'Extract of a letter from Mr. Dewar, Advocate General, to John Bax, dated 27th July 1828,' HM736, ff. 816-8.

²⁶ From J. Dewar to J. Bax, 19 August 1828, HM736, f. 825.

(analogy) するに、ここの「王の裁判所」も同様の権限を行使しうるし、州内のイギリス王室のドミニオンに対しそのような令状を発行可能である。端的に言うとそのような論理で、グラント判事は動議提出後すぐに人身保護令状発行を正当化するでしょう。

一方デュワーは、既存のイギリス議会法や特許状の条項から今回の件に関しボンベイ最高裁に権限がないと解釈することは可能であり、また多くの司法関係者がそのように解釈してきたと述べる。

(今回の人身保護令状が発行された場合) 相対立する政府と最高裁との間で最も深刻な危機が起こるでしょう。(中略)(特許状には)「ここにおける判事の権限は、状況が許す限り (as far as circumstances will admit)、イングランドの王座裁判所が注意深く行使する権限と類似のものである」とあります。ここに記された語の意味、およびその語を加えた意図は何でしょうか。最高裁の司法権は、(東インド会社管轄の) 地方裁判所の権威と独立性が維持されるという「状況」により制約されることに他なりません。この特許状が授与されたころ地方裁判所は最大の権威をふるっていたのです。またこの地域に住む巨大な人口のインド人は地方裁判所にのみ司法を求めるべきだということです。あいまいな噂話でしか知らない別の権力が地方裁判所の活動に介入する権限を有しては、インド人コミュニティにおける地方裁判所の権威と独立性は破壊されるでしょう。

またインド関係の立法や特許状の条項の内容はあいまいだが、今回のケースに関しては、ベンガル政府とカルカッタ最高裁の対立の際に起こった様々な歴史的事実から、イギリス議会の意思は明白であり、解釈が問題となる余地はないと考えるとデュワーは述べた。

デュワーはさらに、州政府と最高裁の対立が顕在化しないようマルコムが対応することに一縷の望みを持っているとほのめかした。

(朝の会話において R は) 拘束されている MR が解放され自由にどこにでも行けるようになれば(最高裁司法権に関する議論が生ずることは) 避けられるのではないとも言っていました。同時に R は、このような方法を推薦しているわけではないとも言っていました。私も同様です。²⁷

このデュワー書簡が示すのは、最高裁の権限が MR や PR に及ばないという法解釈が当時十分可能であったことや、この「危機」に際し州政府には問題を深刻化させない対処方法があったということである。

この書簡においてデュワーは州知事に対し直接私信を送るという行動に至った経緯を丁寧に説明しており、それ以前において、彼がマルコムに私信を送ることは一般的でなかったことを伺わせる。²⁸その後 8 月 23 日、マルコムは私信でデュワーに対し審議状況を報告してほ

²⁷ MR が PR の家を出たいと思っていたことを伺わせる情報はすでに司法関係者に伝わっていた。

²⁸ From J. Dewar to J. Malcolm, 21 August 1828, HM736: ff. 826-32.

しいと要請し、²⁹これ以降、MR 関係の最高裁での動きに関する報告が毎日デュワーからマルコムに私信で送られた。

6 文書捏造にむけての説得と恐怖

マルコムは、デュワーに対し州軍総司令官を通じ「政治的背景」を伝えたが、³⁰MR 関連の人身保護令状発行を前に、さらに司法関係者の協力を確実にすることが必要と考えたようである。8月24日の書簡でマルコムは再び、インドにおけるイギリス帝国が、現在、非常な危機に陥りつつあるという自身の考えを説明しようとした。

彼は「MR のケースはすでに評判になっている。もし人身保護令状が発行され執行されたら（これまでの経過もあり）政府の司法権を譲り渡すこととほぼ同然とみられてしまう」と述べ、さらに「ボンベイ最高裁がデカンの巡回法廷や県裁判所の判事に対し権限を持っているという印象が既に広まっている」証拠として、高等裁判所の請願箱に放り込まれたという非難文の翻訳を転写した。その非難文は、地方裁判所の D 判事がドゥンドゥー・パント・パトワルダン³¹に対し終身刑を言い渡したことを「登録官裁判所」が問題視し D 判事を処分したという虚偽の文書であった。

裁判所は D サーヘブに判事の職務は任せられないと判断したようだ。（中略）D は判事の地位に適さない。他のあらゆる役職に適さない、地球上ほかのどの場所でも雇用されるべきでない。[D は] 汚職した。[D が] パトワルダンに刑を言い渡す際にわいろを受け取ったことは証明された。よって D はプーナ市内でロバに乗せられ、世界中のさらし者にされ、海 (*kala pani*) に送られ、彼の家は略奪される。以上の処罰を命ずる。

マルコムはさらに、管区都市以外に住む「内陸」³²のインド人はイギリス法制度を理解できず、最高裁の業務を「権力闘争」としかとらえないと述べる。そのような「内陸」のインド人の中で、ボンベイ最高裁判事が地方裁判所判事に対し権限を有しているという印象が日々強まっていることが「インドにおける我々の帝国にとり、かつてなかったほどの、真の危険をもたらしている」と述べる。

この国において、(ヨーロッパ人の国家としての)我々の物質的な力などないも同然だ。我々はただ意見 (*opinion*)、そして何よりも、我々が完璧に団結しており、支持基盤のない諸侯や、分断された部族や国民の抵抗など、協力して粉砕することができると思われていることのみによって立っている。これが我々の強さである。我々の東洋における帝国を構

²⁹ From J. Malcolm to J. Dewar, 23 August 1828, HM736: ff. 833-4.

³⁰ [長尾 2016a: 17-8] 参照。

³¹ Dhundhu Pant Patvardhan. イギリス人治安担当者のもとデカンの略奪団(ラモーシー)対策を行っていたが、ラモーシーの長との結託を疑われ死刑判決を受け、バラモンであることを理由に終身刑に減刑された [‘Marauders,’ *AJ*, November 1829, p. 622] 。

³² 州政府と最高裁との対立の間、マルコムは一貫して管区都市に住むインド人と、それ以外の「内陸」のインド人が、生活や教育水準、考え方等において大きく異なると主張した。

成する、多様で相互に争いあう要素を平和に保つためには、それに頼らなくてはならない。我々が分裂しているという印象が持たれたら（中略）（イギリス支配に）助けを求めるものには恐怖、我々の没落を期待するものには希望を与えるであろう。

またイギリス人が一枚板でないという印象を持たれることは、軍事的な敗戦等よりも大きな危機をインド統治に与えるとマルコムは主張する。

敗戦や領土の喪失は取り返せる。（中略）しかし意見の魔法（charm of opinion）、何よりも我々の諸当局が団結し、一致しているという認識に基づいた意見が一度壊れたら、再製することはできない。

マルコムは上記のような結論が、彼のインドにおける長い「経験」により導き出されたものとした。³³彼は13歳でマドラス州軍に配属され、また20代で外交部に配属されてから、長年インドにおける帝国拡大と建設に携わってきた。第三次マラータ戦争末期にはペーシューワー・バージラーオ II 世の投降を受け入れ、彼や最後に残った軍を誘導し、終戦交渉にも大きな影響力を発揮した [Malcolm 2014: 360-6]。しかしマルコムが任務上多く交流したインド人の君主、軍人階級は人口的に少数であり、東インド会社領が拡大する中で経済的にも困窮し、その政治的影響力は限定的となった。植民地統治が作り出した新たな状況において、彼自身の経験から導き出された結論はどれほど正しかっただろうか。

8月25日、MRの身体保全のための人身保護令状発行を求める動議がグラント判事に対し提出されたが、³⁴その段に至ってもデュワーは州高官に依頼された「令状執行報告書」の草案ねつ造に協力することに難色を示したようである。州高官との会話でデュワーは、人身保護令状が発行された場合、単にその宛先人が口頭で、ボンベイにMRを連れて行かない、このような権威は知らないといえは十分だと述べた。³⁵実際にPRがそのような対応をしていれば、その後の州政府と最高裁との決定的な対立劇は避けられた可能性がある。

しかしこのデュワー案をマルコムは気に入らなかったようである。その案では、人身保護令状の宛先人（おそらくPR）に多少なりとも状況を説明しなくてはならない。

政府と最高裁との間の紛争に内陸に住む高位のインド人³⁶を参加させることにより（高位のインド人の心に）生ずるであろう印象を避けたいと強く思う。彼らは問題を理解できない。（最高裁との）紛争において彼らを道具とすることは政府の威厳を高める結果につながらないし、逆に、そのような貧相な結末では、私が抛って立とうとする請願や根拠を弱めてしまうように見える。

この書簡においてマルコムは、下記の表現でデュワー案を明白に拒否した。

³³ From J. Malcolm, 24 August 1828, HM736: ff. 833-40.

³⁴ From J. Dewar to J. Malcolm, 25 August 1828, HM736, f. 851.

³⁵ 'Extract' of a letter from J. Bax to J. Malcolm, 26th of August 1828, HM736, f. 858.

³⁶ 旧マラータ同盟内の領主階級等、インドの軍事・支配者階級。

デュワー氏にこう伝えてほしい。私自身が政治的危機だと心から信ずるものを、公衆の前で男らしく黙らせること以外は決して受け入れないと。

また、自身の陰謀に一方的に巻き込んだ人々が十分協力しないことを恐れたマルコムは、結果に全責任を持つと伝えた。³⁷

8月25日に最高裁に提出された、MRの身体保全のための人身保護令状の発行動議の審議は予想より長引き、当初の動議は不十分であるとされ、口述宣誓書にさらに事実関係の記述が加えられるなどし、動議は何度か再提出された。27日の書簡においてデュワーは、動議提出は、休廷期間が終わり、チャンバース判事が出廷する9月10日に延期されることになったと伝えている。³⁸しかしその後、MRが健康を害しているという主張が認められ、最終的に8月30日に長い議論の末、グラント判事により人身保護令状が発行された。

このころマルコムやデュワーと交信していた州高官バックスの書簡からは、関係者の恐怖が感じられる。州高官Sはマルコムが7月19日に州軍総司令官に送った書簡の中で言及した3名のうちの一人だったが、³⁹バックスはマルコムに宛てた書簡の中でそのSが体調を崩したことを記した。

Sは再び体調を崩しており、また今回の発作は回復の大きな障害になると理解しているようです。彼はこの件に関し強固な対応をすることの必要性について全く同意しています。

(州軍総司令官)の考えは知りませんが、イギリスにおける判断を好むのではないかと思っています。しかしこれは私の印象で、間違っているかもしれません。⁴⁰

人身保護令状発行の翌日、この恐怖の中、バックスやデュワー等3名が集まり、朝食の場で今後のシナリオに関して検討が行われた。先述のように8月28日の書簡の中でマルコムは「高位のインド人を政府と最高裁との間の紛争に参加させたくない」という見解を示していたが、出席者からは、「直接の利害関係者」であるサルダールを「共犯者 (*particeps criminis*)」にしなくてはならないという主張が強く出された。どのタイミングで政府が介入すべきかが検討され、さらにPRが自主的に令状に従ってしまう事態だけが心配だという意見が出た。⁴¹

また同時に「令状執行報告書」草案作成が進められた。

「(当該の人物を) 出頭させました (I have the body ready)」という文言がなければ法律上はあらゆる令状執行報告書が不完全なので、この人身保護令状に対しどのような令状執行報告書を出せばよいかわかりません。その文言を加えることをあなたが許可されないのは

³⁷ From J. Malcolm to J. Bax, 28 August 1828, HM736, ff. 859-63.

³⁸ From J. Dewar to J. Malcolm, 27 August 1828, HM736, f.865.

³⁹ [長尾 2016a: 17] 参照。

⁴⁰ From J. Bax to J. Malcolm, 31 August 1828, HM736, f. 871. Sはその後、1829年10月に49歳で死去したが、彼の葬式における説教によれば、その2年弱ほど前から体調を大きく崩していたようである。

⁴¹ From J. Bax to J. Malcolm, 31 August 1828, HM736, ff. 869-70.

存じております。(中略)同封の令状執行報告書は、現在の環境において最も非難の余地が少ないように思われます。穏やかな言葉で書かれています。あなたのもとに届きましたらご意見をお聞かせください。東インド会社の事務弁護士が通常の形式にして、翻訳とともにプーナに送り、PRに署名させる。全て簡単にできます。あとは9月10日に法廷で読み上げられれば良いのです。⁴²

この草案に対しマルコムは、PRが後見人に指名された経緯や、彼の旧ペーシュワーとの関係に関する表現について修正を求めた。⁴³さらに草案にはプーナの東インド会社官僚から送られてきた情報が盛り込まれ、最高裁の司法権が焦点となる文章に仕上げられた。一方、プーナからの情報に含まれていた、PRがウエスト判事と面会したことや、彼がMRの後見人となったのは東インド会社官僚の懇願によるものと示す文言は省かれた。⁴⁴

また令状執行報告書の草案作りだけでなく最高裁を抑え込むための情報収集が行われた。州政府秘書官室の資料が調査され、この件と関係する唯一の資料としてサルセットのインド人に対し人身保護令状を発行できないという1802年の判断の記録が探し出された。⁴⁵

8月30日にグラント判事が発行した人身保護令状を所持した執行吏の一行は9月8日にプーナに到着した。その前後のPRの行動を一人称で記した文書がマルコム文書内にある。その内容はPRに、制作された草案通り令状への返答を書かせるため、何らかの脅迫や交渉が行われた可能性を示すものである。

このところプーナ市外にはあまり出ていませんでした。例外は下記のように、州知事のダルバール(謁見式)に出席したことと、判事との用事を済ませただけです。

1. 8月30日 州知事の命令で、ベットン滞在中の体調を崩している息子ラーマチャンドラ・パント・アッパーについて話をするためD氏のところに行きました。
2. 9月5日 D氏のところに行き、私の所領村(Serinjam)交換について話をしました。以前エルフィンストーン閣下が命令を出したのですが、執行されていなかったのです。
3. 9月8日 ボンベイから宣誓供述書をとるためにL氏が来ました。D氏から連絡があったので役所に行き、彼が望むとおりに何が起こったかを私の慣習に沿って書き、彼の目の前で署名し、帰宅しました。
4. 9月9日 前日にボンベイから令状を持って来たキリスト教徒とプラブーが、この令状について身に覚えがなければD氏やL氏に訊けと言いました。何の事かわからなかったので判事のところ行って尋ねたところ、私の慣習通りに行動してほしいと言われました。⁴⁶

⁴² From J. Dewar to J. Malcolm, 31 August 1828, HM736, f. 875.

⁴³ From J. Malcolm to J. Dewar, 3 September 1828, HM736, ff. 883-4.

⁴⁴ From J. Dewar to J. Malcolm, 5 September 1828, HM736, f. 895.

⁴⁵ From J. Bax to J. Malcolm, 4 September 1828, HM736, ff. 893-4.

⁴⁶ 'Translation & a Writ from a Pandoorung Ramchudner Dedhar ... 10 Sept 1828,' HM736, ff. 961-3.

州政府や最高裁の関係者が作成した草案に、事実関係に関する明らかな虚偽は含まれていなかったようである。またこの人身保護令状が州政府と最高裁との間で大騒動に発展するとはPRは予想していなかったと考えられる。

PRが署名した書面は、令状執行報告書の一部として、9月15日、法廷弁護士により最高裁で読み上げられたが、その内容は以下のものであった。

私PRはペーシュワールの親戚であり友人です。生涯においてイギリス政府やイギリス人に雇われたことはありません。(東インド)会社政府がプーナを占領した際、(東インド会社は)私に対し、恐怖やいやがらせなく暮らせると約束しました。それを信頼し、私はプーナに残ったのです。私はMRの祖父です。私が一般的な慣習に従って面倒をみられるように、彼は私の管理下に入りました。彼は14歳です。ヒンドゥー法典では「知識に欠けた」とみなされる年齢で、管理する年長者の命令に従って生きなくてはなりません。またこの少年の財産や富の管理もしなくてはなりません。それ以外は何もありません。また私が彼に対して行っていることは、通常ヒンドゥー家族において年齢に応じて行っていることと変わりありません。もし私のすることが多すぎたり少なすぎたりしたらプーナの高等裁判所に知られ、すぐに止められるでしょう。MRの祖母が死去した後、彼は規則により私のところに運ばれてきました。孫の財産が破壊されないように、私はその役割を引き受けたのです。私を任命した当局の許可なくはやめるわけにはいきません。(中略)MRは出頭させません。[AJ, April 1829: 490]

この文書は、その後最高裁に特定の行動をとらせるよう計算され作成されたものであり、グラント判事は困惑を示した。この文書には、人身保護令状発行の根拠となった「不法な監禁」を否定する文句が存在せず、その疑いが残る。またもし法廷に対する侮辱的な発言が含まれていたり、最高裁の法を認めないという文言があれば、より法解釈上の疑いの少ない相応の対処があったはずだが、上記の文書の文言はそれも許さない。執行吏はMRに面会を許され、健康的に見えるという印象を得たが、会話は許されず「危険に直面している」という人身保護令状発行の際の宣誓供述書の叙述は必ずしも否定されない。

結果としてグラント判事は9月29日に人身保護令状を再び発行した[AJ, April 1829: 490-1]。その失効日前である10月3日にマルコムや州政府参事3名は連名でチャンバース判事に私信を送ったが、その私信には、最高裁判事という立場では同意を表明することができない州政府に有利な様々な法解釈が含まれていた。その内容に両判事が反発を表明した後、10月13日にチャンバース判事は死亡し、一人残されたグラント判事は、法解釈的に分の悪い、ボンベイ以外に居住するインド人への人身保護令状の発行に固執しながら州政府との闘争を続けた。

この捏造された文書の信憑性は疑われなかったのだろうか。先述のようにグラント判事は枢密院に対し請願を行ったが、その審議において同判事側の高等弁護士は、この人身保護令状に対するPRの回答とされる文書を「奇妙で異常、疑わしい (strange, anomalous, questionable)」と形容した[Knapp 1831: 27]。しかしこの人身保護令状騒動の間、この文書が捏造されたものと公表した者も、公に疑いを表明した者もいなかったようである。

捏造が発覚する機会があったとしたら、PRによるものだったかもしれない。9月中旬、PRはボンベイを訪れ、チャンバース判事に面会を申請した。しかしこの申請は同判事により断られた。⁴⁷審議中の事案の当事者と私的に会うことを同判事が不適切と判断したと考えられるが、PRを州政府側の関係者とみなしたことによる不信感もあったかもしれない。一連の陰謀により関係者は疑心暗鬼になり、問題の早期解決の機会は失われた。

7 マルコム在意図

一人残されたグラント判事が予想通り人身保護令状を発行したことに對し、マルコムは率直に喜んだ。1828年9月13日にベンティンク総督に送った書簡の中でマルコムは、この人身保護令状発行の根拠がいかにも弱いものであるか、以下のように書いている。

このような手続きがどれだけの嘘（中略）に基づいているのかお教えしましょう。宣誓により、死にそんな状態で、専制的で彼を殺そうとしているおじにより監禁されているとされる男の子MRは、昨晚、贅沢な舞踏会を一番元気そうに見物していましたよ。⁴⁸

また、その後グラント判事が最高裁閉鎖等の抗議行動をとったことも、マルコムは東インド会社側にとり有利と考えたようである。1829年7月に同社役員に宛てた私信の中で、彼は以下のように書いた。

最高裁はこの結果に嘆き悲しんでいます。インド全体に監視と権力を広げる動きを止める可能性がありますし、法廷で最も穏健として知られる人物が発言したあとでしたから。⁴⁹ジョン・グラント卿の正直な暴力には深く感謝しています。ほかの人々が狡猾に進めていたことが、彼の時期尚早で大胆な努力で失われたのですから。⁵⁰

このように、グラント判事がこの件において人身保護令状発行を繰り返し、さらに州政府に對し激しく抗議したことは、マルコムにとり喜ばしいことだったようである。

この人身保護令状騒動においてマルコム在意図は何であっただろうか。今回の調査で、この点に関しては、必ずしも明らかにはならなかった。

マルコム在意図として最も明白と思われるのは、旧マラータ勢力を中心としたインド諸侯勢力に對し、最高裁よりも州政府が上である、州政府との問題を最高裁に持ち込んでも無駄である、と印象付けることである。彼はこの騒動以前、州政府と最高裁との間に「権力と優位性をめぐる闘争」があったと考えていたようである。⁵¹その「闘争」の「悪影響」として

⁴⁷ From J. Dewar to J. Malcolm, 16 September 1828, HM736, f. 946.

⁴⁸ From J. Malcolm to W. Bentinck, 13 September 1828 [Kaye 1856: 511].

⁴⁹ この表現が何を指しているかは現状不明であるが、カルカッタ主任判事チャールズ・グレイが1827年に最高裁の司法権に関し行った先述の解釈ではないだろうか。

⁵⁰ From J. Malcolm to J. Pattison, 30 July 1829, HM734, f. 449.

⁵¹ From J. Malcolm to J. Loch, 11 February 1829, HM734, f. 267.

彼が最も具体的に言及したのはバローダ藩王国の負債返済交渉への影響やサタラ藩王の態度だった。⁵²ただ、その内容は「危機」というにはほど遠く、1830年にイギリス議会で紹介された際にも議場において説得的だったか疑わしい。⁵³

マルコムはまた、州政府と最高裁との「対立」がイギリス人間の不和とみなされ、インド人による反乱を誘発する可能性があるとして示唆した。今回の調査の限りでは、イギリスではこの主張が最も説得力を持ったように見える。⁵⁴しかし武器や部隊を持たない少数の最高裁判事や職員が、政府に対し英語で異を唱え、その内容が英字新聞に報道されるのを反乱の機会とインド人が捉えただろうか。

第三次マラータ戦争終結から1830年代前半までの間、旧マラータ政権解体で解雇された元兵が多数存在したにも関わらず、軍事的にボンベイ州は大体において平穏であった。⁵⁵1827年にコルハプル藩王が2-3千人のアラブ人やシンド人の兵を集め、10月に英軍が進軍すると抵抗せずに降伏するという出来事があったが、これは藩王の狂気によるものとされる

[Lawrence 1859: 192]。1818年から大反乱までの期間にデカンである程度の規模の反乱が勃発したのは、1839年のサタラ藩王プラタープ・シン廃位後や、1843年のシンド征服戦争時のことであった。マルコム州知事時代までに、最高裁の活動の結果として軍事的不安定が生ずる気配があったかは疑問である。⁵⁶

マルコムはまた先述の1829年7月30日付の書簡において、イギリス司法権力が最高裁制度を利用して、インド統治に対し実質的な監視機能を強化しようとしていたという認識を示した。イギリスにおいて司法制度は伝統的に王室による支配の象徴である。インドにおいて最高裁を含む「王の裁判所」は東インド会社とは別個の権威であり、また法原理という同社の意図とは別の原理で行動した。イギリスのインド統治上層部はウエスト判事が彼らの思い通りの行動をとらないことにいら立ちを募らせていた可能性がある。⁵⁷またこの人身保護令状騒動は、その後インドで最高裁がインド統治当局に対抗するための基盤を大きく削ったと考えられる。しかしこの時期の最高裁は、判事3名に少数の職員がいるだけのごくささやかな組織だった。職員の安全や一部令状の執行において州政府に依存しており、その存在が東インド会社にとりどれほど深刻な問題となりえたか不明である。

マルコムが最高裁との対決を決意した背景は必ずしも明らかでないが、どのような動機があったにせよ、その後イギリス議会における様々な審議や、1833年特許状を含む統治制度の諸改革には、このような事件の再発防止に有用と考えられる施策が多く盛り込まれた。

⁵² From J. Malcolm to C. W. W. Wynn, 19 April 1828, *WBP*, PwJf1406; [長尾 2016a: 18] .

⁵³ 'Supreme Court of Judicature at Bombay,' *HCD*, 4 March 1830, vol. 22 c1300.

⁵⁴ 例えば From J. Melville to J. Malcolm, 25 February 1829, *WBP*, PwJf1426 参照。

⁵⁵ タッカーは1818年から1857年の間にボンベイ州で起こった反乱は全て小規模かつ地域的に限定され、多くの場合自然発生的といえる性質のもので、全て有効な指導力を欠いていたとする [Tucker 1969: 339] .

⁵⁶ 分権がインド人に理解されず、権力者間の対立とみなされ反乱を助長するという予想は、インドの当時の実態よりも、インド前近代の政治体制に対する当時のイギリス人の認識を反映していた可能性があると考えられる。ムガル朝は同一地域に皇帝直属の高官を複数置くことで相互に監視させていたことが知られる。ムガル期の地方統治機構に関しては [Saran 1973: 152-230] 等を参照。

⁵⁷ [長尾 2016a] 参照。

8 文書捏造がもたらした影響

先述のようにグラント判事を飛び越え 1829 年 6 月にデュワーが最高裁主任判事に就任し、その後グラント判事の訴えを却下する枢密院の決定もボンベイに届いた。同判事の激しい抗議により、ウエスト、チャンバース両判事の連続死が自然死でないという認識がボンベイ社会に広まったが、この州政府の横暴に対しイギリス本国が対処することを期待した人々は、イギリスから次々逆の知らせが届くことに憤慨し、一部のボンベイ住民の間で署名や請願等による抗議運動が広まった。この抗議運動の実態は必ずしも明らかでないが、その請願の代表者等から推測するに、チャールズ・フォーブスやその親族がウエスト判事と交友関係を持ち、また彼の判決等を支持していたことから、フォーブスと直接面識がある、もしくはフォーブス商会と深い取引関係にある、ボンベイのパールシー有力家系が激怒していたように見える。

グラント判事のボンベイ出立を前にした 1830 年 9 月 10 日、ボンベイ住民「4,400 名」が署名する同判事への謝辞が彼の前で読み上げられた。最初に挨拶したジャーンギール・ナサルワーンジー・ワーディーアー⁵⁸は強い調子で「インド人の意見と感情 (opinion and sentiments) をこれほどまでに明確に証言するこの謝辞 (中略) を読み上げる役に選ばれたことを、私は誇りに思う」と表明し、さらに、署名者は文字を書けるものに限定しており、もし限定していなかったら「三倍にも及んだかもしれない」と述べた。その後イギリス人が代読した謝辞においては、グラント判事や最高裁の功績への感謝だけでなく、東インド会社管轄の地方裁判所で「無実の罪」による投獄が横行していると、激しい批判が展開された [AJ, February 1831: 80-2]。

ボンベイ州政府はこの謝辞の内容に激しく反発し、新聞にその執筆者を「無知」と罵る告知を掲載させたほか [AJ, March 1831: 131]、その英語の謝辞をマラーティー語に翻訳し、プーナに送ったようである。その謝辞の翻訳は 9 月 16 日までにプーナの新聞に掲載された [AJ, February 1831: 80-2]。

その後起こったこととして地元英字紙や AJ に掲載された内容は下記のものであった。当時プーナ近郊のダポーリーに滞在していたマルコムは、週 1 回程度、プーナ在住のサルダール層や富裕層を集めダルバルを開催することを慣習としていた。上記の謝辞が新聞に掲載された翌日の 17 日に開催されたダルバルには、上記の謝辞の内容を知り不安を感じたサルダールが多く集まり、そのうちの一人が「プーナ住民 2,000 名の署名」を添えた請願文を読み上げたという。AJ に掲載されたその内容は以下のようであった。

我々、署名したプーナの住民は、今月 10 日か 11 日に、ボンベイ住民が最高裁判事に対し謝辞を披露し、同裁判所の司法権拡大が全住民にとり喜ばしいことで皆そのように望んでいると述べたと聞きました。

我々はその知らせを失望や悲しみとともに聞きました。その意見がイギリスに送られたら、それがこの国の人々の真の意見だと思われて、そのような政策が採られるかもしれま

⁵⁸ Sheth Jangiraji/Navarajaji Nasaravanaji (b. 1788; d. 1840) . [Vachha 1874: 552-6] 参照。

せん。我々の社会的地位や特権はなくなるでしょう。法律家がやってきて我々の富を奪い、コミュニティを破壊するでしょう。

この地域がボンベイ政府の手に落ちた際、住民の法や慣習の維持を保証すると決定が出されました。その後、この国の旧くからのサルダールの権威と名誉を維持するための特別条例が制定されました。それが現在施行されています。その施行を信じて、我々は安全で幸福に暮らしているのです。

昨年 PR に対し令状が発行された際、我々の特権が損なわれる恐れについて政府に意見を提出しました。政府は、我々の恐れには根拠がないとおっしゃってくださいました。そしてその後取られた対策により、PR の家の名誉は維持され、我々は信頼感を持ったのです。

昨日この知らせがボンベイから届き、我々は再びその影響を心配しました。そのため我々はこの請願文を急いで書き上げました。ボンベイ最高裁の司法権がこの地方に及ばぬようにしてほしいという我々の願いを、イギリスの最高権威に迅速に転送して下さるよう懇願します。[‘Address of the Inhabitants of Poonah,’ *AJ*, February 1831: 79-85]

この抗議文が一晩でどのように作成され、2,000 名もの「プーナ住民」の署名を集めたかは不明であるが、その内容は先述の、人身保護令状に対する PR の回答とされた捏造文書とよく似ている。

大きな特徴の一つは、東インド会社政府がデカンのサルダール層の特権や名誉、伝統の守護者として描かれる一方、最高裁がそれを破壊しようとする暴力的な存在として描かれていることである。具体的にはグラント判事による人身保護令状発行のみが注目される。

しかし第三次マラータ戦争終結後の、サルダール層と東インド会社、最高裁との関係はそれほど単純ではなく、同社による戦後処理に対しサルダール層には不満があった。その状況改善ための期待が、最高裁に全く向けられなかったようには見えない。ウエスト判事死去直前の 1828 年 8 月 5 日、同判事と面会した PR ら一行はバツラージー・ゴークレーの幽閉を話題にしたようである。ウエスト夫人は当日の日記に、役員会の命令でゴークレーが刑務所から釈放されたことはよかったが、二部屋の檻のなかに隔離されているのは「イギリスの恥」だと思いと記している [JLW: f. 199]。また 1826 年 11 月のナロバー・ゴヴィンド・アーウティーの資産没収を巡る最高裁裁判においてアーウティーの遺書執行人として原告を務めたアミールチャンド・ビドリャンドは自身が死去した際、遺産の一部を負債を理由に投獄されている囚人の負債返済と釈放にあてるよう言い残した [Drewitt 1907: 134]。⁵⁹これはウエスト判事が負債を理由とした長期の禁固刑を問題視し、破産法の導入を訴えていたことが関係したと考えられる。⁶⁰さらに先述のようにマルコムはバローダ藩王やサタラ藩王が最高裁に対し持つ期待を危険視していた。第三次マラータ戦争の戦後処理等の重要な問題に関し、最高裁とサルダール層との直接的関係が次第に形成されていたように見えるこの時期に、サルダール層の「請願」とされる文書がグラント判事による人身保護令状のみに注目したことは不自然であった。

⁵⁹ 同裁判に関しては [長尾 2016a: 9] 参照。

⁶⁰ 1829 年 3 月、管区都市に限り破産法が導入された [Drewitt 1907: 82]。

第二の特徴は、第三次マラータ戦争後の、東インド会社と旧マラータ勢力との「約束」が強調されている点である。先に触れたように同戦争末期においてバージーラーオ II 世は投降先としてマルコムを選び、マルコムはその一行を北インドに誘導し、またバージーラーオ II 世に 80 万ルピーの年金を支払う交渉をまとめるなど、終戦協定の締結に大きな影響を与えた [Malcolm 2014: 360-6]。先述のような文書や「請願」は、このマルコムの「功績」を強調するものであった。

第三の特徴は、最高裁の司法権の範囲が焦点とされている点である。マルコムは関係者への私信において、インド人の諸侯階級が最高裁制度やその権限の範囲を理解できないと繰り返し強調したが、その諸侯階級の一員である PR の発言として関係者にまとめさせた文書は、最高裁司法権の範囲の問題に注目させるものであった。先述の「プーナ住民 2,000 名の請願」もまた、9 月 10 日にボンベイ住民からグラント判事に贈られた謝辞の多くの内容のうち、最高裁司法権の範囲に関する箇所だけを採り上げて反対を表明している。

また「プーナ住民 2,000 名の請願」には、先述の捏造文書にはなかった要素も存在する。それはプーナの住民と、管区都市住民や最高裁職員との間が決定的に分断されており、相互に主張をすり合わせる調整能力がなく、その調整を行えるのは東インド会社以外にないと暗に示している点である。しかしこの時期ボンベイ住民とプーナ住民はそこまで分断されていたのだろうか。郵便で 1-2 日程度の距離の二都市間の経済的交流は拡大しつつあった。また第三次マラータ戦争以前に旧マラータ領主層とボンベイのインド人商人層との間に交流がなかったと考える特別な理由はないように思われる。また PR がウエスト判事と面会したことは先述の通りである。

どのような経緯で制作されたにせよ、ボンベイ住民の請願に対抗するものとされた「プーナ住民 2,000 名の請願」は、イギリス政界で東インド会社やマルコムの立場を強化する内容にまとめられていたといえる。

1831 年 9 月、イギリスで下院議員になっていたマルコムは、議場で東インド会社の裁判所運営を激しく批判する「社会的地位のあるボンベイ住民 4,000 名の請願」が読み上げられ驚いた。しかし彼はそれに対し、その請願者の意見は「管区都市住民」の意見に過ぎず、それ以外の数多くの「内陸」インド人に共有されていないと述べ、それを証明するものとして先述の「プーナ住民 2,000 名の請願」を読み上げた。

マルコムはその「請願」を読み上げる前に、その文書が、インド人自身の手によるもので、捏造ではないと説得しようとした。

謁見式に出席するような人々とのコミュニケーション担当者はダルバールの直前まで留守にしていました。(中略) これはその請願文が、その時の (インド人の) 率直な感情の現れであったことを示すために言っているのです。⁶¹

説得力に欠ける「根拠」である。しかし、この「請願」の信憑性が公に疑われることはなかった。

⁶¹ 'Administration of Justice in India,' HCD 1 September 1831 vol. 6 c970.

この人身保護令状騒動で起こった出来事のうち何が自然発生的だったのかを判断することは難しい。マルコム文書の内容は、この騒動全体へのマルコムの関与を、時には示し、時にはほのめかしている。しかしこの騒動はAJを含め新聞、雑誌等で大々的に報道され、その内容は、マルコムがかつて東インド会社株主会で述べた「陰謀好きのバラモン」というイメージを強化する役割を果たした。

グラント判事の訴えに対し開かれた1829年5月の枢密院の審議において、同判事側の高等弁護士は、PRが「(ボンベイ州文官)D氏に雇われたエージェントではないか」という推測を述べた[Knapp 1832: 27]。このような推測はマルコム文書ほか史料に現れるPRに関する記述と全く合致しない。しかしPRのものとされた文書の捏造性が明らかにされないことで、PRを含むデカンのバラモンが陰謀好きで警戒対象であるという、マルコムが主張してきた印象がイギリスで語られる結果となった。

9 おわりに

この人身保護令状騒動の間マルコムは、インド社会で次第に認知が進みつつあった最高裁の権限や機能、さらに自身の行動に対するボンベイ住民の批判に対抗するため、自分がインドの軍人や旧支配者階級、さらには管区都市以外の広大なインドに住む一般住民の味方であると主張しようとした。しかしこの騒動における彼の動機のひとつは、まさにその軍人や旧支配者階級に対し東インド会社が専制的な権力を揮うことのできる状態を維持することであった。彼の動機や行動は、実際には彼自身がその守護者を任じた人々から支持されるものでなく、そのような状況においてマルコムはPR執筆と称する文書を捏造させ、さらにそれに類似した「請願文」をイギリス議会で読み上げた。

植民地期においてインド統治政策の根幹はイギリスで決定されたが、インドに住む多様な人々を生涯、直接知ることのない人々により統治が行われるという状況は、情報を権力中枢に伝える人や機関、メディアにより、インドに関する情報が歪められる余地を大幅に増大させた。前近代における宮廷政治で側近等により情報がゆがめられることがあっても、一般的に君主は多様な情報源を持ち、また謁見や請願、軍事等の機会に多様な人々と直接接触する機会があったと考えられる。

ボンベイ住民のグラント判事への謝辞やイギリス議会への請願に対するマルコムの対応は、住民を憤慨させるだけでなく驚かせたと考えられる。外国人による植民地支配下において大部分のインド人が権力へのアクセスを失い政治的な「声なき人々」となるなかで、多くの情報を収集し、インド統治に関しイギリス政界に強い影響力を持つ官僚機構が、自身を批判するものを「少数派」と断定し自己正当化する手法は、この後も何度も繰り返された。その構造は政治権力をインドとそこに住む人々に取り返さない限り根本的に解消されないものであり、まさに植民地的なものであった。その意味でこの人身保護令状騒動は第三次マラータ戦争終結後のインド西部に植民地支配の到来を告げるものであった。

参考文献

文書史料

HM: Home Miscellaneous (British Library, IOR)

JLW: Journal of the Lady West in Sir Edward West Papers (British Library, IOR Eur Mss D.888.1)

WBP: Lord William Cavendish Bentinck Papers (University of Nottingham)

同時代定期刊行物

AJ: *The Asiatic Journal*

OH: *The Oriental Herald*

イギリス議会議事録

HCD: House of Commons Debates (*Hansard*)

図書資料および二次文献

Bayly, C. A., 1998a, *Indian Society and the Making of the British Empire*, Cambridge: Cambridge University Press.

Bayly, C. A., 1998b, *Rulers, Townsmen and Bazaars: North Indian Society in the Age of British Expansion 1770-1870*, 3d edition, New Delhi: Oxford University Press.

Bhatnagar, O. P., n.d., “The Case of Moro Raghunath: A Case Illustrating the Conflict between Judiciary and Executive in India in Early Nineteenth Century,”

<<http://www.allahabadhighcourt.in/event/TheCaseofMoroRaghunathOPBhatnagar.pdf> (2016年2月17日参照)>.

Bose, Sugata, and Ayesha Jalal, 1998, *Modern South Asia*, London: Routledge.

British Parliament, 1813, “Minute of Evidence Taken before the Committee the Whole House, and the Select Committee on the Affairs of the East India Company.”

Drewitt, F. Dawtrey, 1907, *Bombay in the Days of George IV: Memoirs of Sir Edward West*, London: Longmans.

- Halliday, Paul D., 2010, *Habeas Corpus: From England to Empire*, Cambridge [MS] : Belknap.
- Harrington, Jack, 2010, *Sir John Malcolm and the Creation of British India*, New York: Palgrave.
- Kaye, J. W., 1856, *The Life and Correspondence of Major-General Sir John Malcolm, G. C. B.*, vol. II, London: Smith, Edler.
- Knapp, Jerome W., 1831, *Reports of Cases Argued and Determined before the Committees of His Majesty's Most Honourable Privy Council, 1829 to 1831*, London: J. & W. T. Clarke.
- Lawrence, Henry M., 1859, *Essays, Military and Political, Written In India*, London: W. H. Allen.
- Malcolm, John, 2014, *Malcolm: Soldier, Diplomat, Ideologue of British India*, Edinburgh: Birlinn..
- Noorani, A. G., 2010, 'Closing Down a Court,' *Frontline* (Posted in "Constitution, Judicial, Legal Archives" by NNLRJ India on 27 Feb) <
<https://indialawyers.wordpress.com/2010/02/27/closing-down-a-court/> (2016年2月20日参照) >
- Saran, P., 1973, *The Provincial Government of the Mughals 1526-1658*, New York: Asia.
- Stokes, Erik, 1959, *English Utilitarians and India*, Oxford: Clarendon.
- Tucker, Richard P., 1969, 'The Proper Limits of Agitation: The Crisis of 1879-30 in Bombay Presidency,' *The Journal of Asian Studies*, vol.28, no. 2, February 1969, pp. 339-55.
- Vachha, P. B., 2011, *Famous Judges, Lawyers and Cases of Bombay*, reprint edition, New Delhi: Universal (first edition 1962) .
- Vachha, R. F., 1874, *Mumbaino Bahar*, pustak 1, Mumbai. (*Gujarati*)
- 長尾明日香、2016a、「植民地体制形成期の管区都市と政治（1）－1820年代ボンベイにおける『行政・司法対立』－」（INDAS ワーキングペーパー）。